

## ☆ 化学薬品容器のラベル表示の変更等について

平成 18 年 4 月 1 日の改正労働安全衛生法により、平成 18 年 12 月 1 日から「化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)」の国連勧告に基づいた表示・文書交付が化学薬品等を譲渡・提供する者に義務付けられました。

GHSでは、引火性・発がん性などの危険有害性項目に係る分類とそれに基づいた絵表示や、注意喚起語等を含むラベルと化学物質等安全データシート(MSDS)の作成、交付等が勧告されています。

法令を順守するため、化学薬品等を購入時の容器より別容器に小分けして使用するような時も、できるかぎり元の容器のラベルと同様な表示(下記の参考資料:薬品ラベルの項を参照)を付けて下さい。

また、法規制化学薬品等を他者に譲渡・提供する場合には、必ず法に基づくラベル表示のある容器等で譲渡・提供及び文書交付を、行って下さい。特に学外者に譲渡・提供する場合には注意して下さい。

なお、受入時には法に基づくラベル表示があることを必ず確認下さい。

化学薬品ラベル表示及びMSDS情報を十分参考にし、注意して化学薬品を取扱って下さるよう、お願い致します。

(ラベルのない化学薬品が安全であるということを保障するものではありません)

### <参考資料>

#### ◆ 薬品ラベルに以下の項目を明記することになりました。(下線項目追加)

名称／成分(含有量は不要)／人体に及ぼす作用／貯蔵又は取扱上の注意／表示する者の氏名・住所・電話番号／注意喚起語／標章(絵表示)／安定性及び反応性

注意喚起語と標章(絵表示)は後で例示します。

なお、容器が小さくて全てを表示できない場合などのときは「人体に及ぼす作用／貯蔵又は取扱上の注意／表示する者の氏名・住所・電話番号／注意喚起語／安定性及び反応性」の項目を別紙に記載し、当該容器に結びつけることもできます。上記ボールドの項目は必ず容器に表示が必要です。

平成 19 年 5 月 31 日までは従来のラベルも使用されます。

労働安全衛生法による表示対象物質は次の 8 物質が追加され、92 物質及びそれらを含む混合物になりました。

エチレンアミン、過酸化水素、次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトログリセリン、ニトロセルロース、ピクリン酸、1,3-ブタジエン

ただし、以下の一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

薬事法に定められている医薬品・医薬部外品及び化粧品／農薬取締法に定められている農薬／労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品／対象物が密閉された状態で取扱われる製品

#### ◆ 労働安全衛生法によるMSDS文書交付対象物質は次の 3 物質が追加され、640 物質及びそれらを含む混合物になりました。

次亜塩素酸カルシウム、硝酸アンモニウム、ニトロセルロース、  
ただし、前述の一般消費者の生活の用に供される製品は除きます。

MSDS記載事項は次の通りです。

名称／成分及び含有量／物理的及び化学的性質／人体に及ぼす作用(有害性情報)／貯蔵又は取扱上の注意(取扱及び保管上の注意, 暴露防止及びひとに対する保護措置, 廃棄上の注意, 輸送上の注意)／流出その他の事故が発生した場合において, 講ずべき応急の措置(応急措置, 火災時の措置, 漏出時の措置)／通知を行う者の氏名・住所・電話番号／危険性又は有害性の要約(GHS分類, 注意書きを含むGHSラベル要素等を含む)／安定性及び反応性／適用される法令／その他参考となる事項(環境影響情報を含む)

また, 表示対象物質(92 物質)及びMSDS文書交付対象物質(640 物質)については, 後記の参照資料「化学物質等の表示・文書交付制度のあらまし」を御覧下さい。

◆ 絵表示について

危険有害性を表す絵表示

(菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細は GHS 文書を参照下さい)

		
<p>火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物</p>	<p>可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、自己発熱性化学品、水反応可燃性化学品、有機過酸化物</p>	<p>支燃性・酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体</p>
		

急性毒性(区分 4)、 皮膚腐食性・刺激性(区分 2)、 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性(区分 2A)、皮膚感作性、 特定標的臓器・全身毒性(単 回ばく露)(区分 3)	急性毒性(区分 1-3)	高圧ガス
<b>金属腐食性物質</b> 皮膚腐食性・刺激性(区分 1A- C)、眼に対する重篤な損傷・ 眼刺激性(区分 1)	呼吸器感作性、生殖細胞変異 原性、発がん性、生殖毒性、 特定標的臓器・全身毒性(単 回ばく露)(区分 1-2)、特定 標的臓器・全身毒性(反復ばく 露)、吸引性呼吸器有害性	水性環境有害性

\* 上記の太字は物理化学的危険性、上記のイタリック字体は健康および環境有害性。

◆ 注意喚起語は「警告」と「危険」です。

以下の例を参照下さい。

### 急性毒性(経口)の区分と該当するラベル情報

	区分 1	区分2	区分3	区分4	区分5
LD <sub>50</sub> (mg/kg) (判定基準)*	5 以下	50 以下	300 以下	2,000 以下	5,000 以下
絵表示					なし
注意喚起語	危険	危険	危険	警告	警告
危険有害性情 報	飲み込むと 生命に危険	飲み込むと 生命に危険	飲み込むと 有毒	飲み込むと 有害	飲み込むと 有害のおそ れ

有害性 大



有害性 少

\* LD<sub>50</sub> : 試験動物の半数を死亡させる薬物量を動物の体重 1kg 当たりで表わした値

上記の参考資料は、以下の資料を参照しました。

厚生労働省；

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/ghs/index.html>)

「化学物質等の表示・文書交付制度のあらまし」

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/roudou/an-eihou/dl/p060411-4.pdf>)

中央労働災害防止協会；「GHSモデル表示」

([http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/ghs\\_symbol.html](http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/kag/ghs_symbol.html))

その他；

GHS ～毒物・劇物について～

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/ghs/pamp.pdf>)

GHS対応ラベルの読み方 ～毒物・劇物取扱者向け～

(<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/index.html#dokugeki>)

GHS(仮訳改訂初版)

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei07/index.html>)

[2006 目次へ](#)